

市町村バス交通総合化対策費補助金の概要

制度の内容

(1) 補助対象系統

- キロ程が5 km以上又は1日当たりの輸送量が1人以上であること
- キロ程における人口集中地区（DID地区）内の距離の割合が50%未満であること
- 試験運行でないこと
- 普通交付税の対象でないこと

・道路運送法4条の許可又は79条の登録（交通空白輸送又は公共交通空白地有償運送）を受けて運行するものであって、以下の要件を満たすもの

（参考）輸送量＝

$$\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$$

↑ ↑
 バスに乗車している人数の、 1往復で1回
 全区間（起～終点）での平均 （年間1日平）

(2) 補助対象事業者

市町村

(5) 補助方式の概要

(3) 補助対象経費

市町村バス運行経費から經常収益を控除した額

- 補助対象経費の上限額

$$\text{運行経費限度額} \times \text{上限事業率}$$

$$\text{事業率} = \text{赤字額} \div \text{運行経費}$$

※運行経費限度額

キロ当たり運行経費（上限：前年のキロ当たり平均運行経費）× 実車走行キロ

※上限事業率 各市町村の財政力指数により設定65%、55%又は45%

(4) 補助率

財政力指数 < 0.5 65%
 0.5 ≤ 財政力指数 < 0.7 55%、財政力指数 ≥ 0.7 45%

過疎地域又は辺地を經由するもの及び地方鉄道駅に結節するもの 1/3
 その他のもの 1/4

